

平成21年1月臨時会

議案説明資料
予算に関する説明書

福祉保健部

平成21年1月臨時会議案説明資料目次

【予算関係】

(一般会計)

福祉保健部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成20年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 福祉保健課 長寿社会課 子育て支援総室	1 2 3 4
	2 歳入歳出事項別明細書	/	7
	3 節の明細	/	11
	4 繰越明許費に関する調書	福祉保健課外1	12

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第2号	鳥取県基金条例の一部改正について	子育て支援総室	13

報告番号	件名	課名等	頁
報告第1号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成21年 1月16日専決)	福祉保健課	18
	(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成21年 1月21日専決)	子育て支援総室	19
	(10) 鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について (平成21年 1月23日専決)	障害福祉課	20

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
福祉保健課	7,824,430	15,000	7,839,430				15,000	
長寿社会課	8,155,493	384	8,155,877			(繰入金)	384	
子育て支援総室	7,032,948	369,251	7,402,199	354,686		56	14,509	
部計	44,933,828	384,635	45,318,463	354,686	0	56	29,893	

説明

- 県立社会福祉保健施設環境改善事業
- 介護従事者研修派遣支援事業
- こどもの国管理運営費
- 保育専門学院・倉吉総合看護専門学校耐震診断事業
- 妊婦健康診査費助成事業

平成20年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

福祉保健課 (内線: 7141)

1 目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県立社会福祉保健施設環境改善事業	40,535	15,000	55,535				15,000	

説明

1 事業の目的

福祉保健部所管施設の維持修繕を行う。

2 事業の内容

【所要額】 15,000千円

予定施設	概要
鳥取療育園	照明器具の更新
福祉相談センター	ブレイルームの一部改修
障害者体育センター	エアコン、トイレのスライドドアの設置
皆生尚寿苑	居室の障子を防災カーテンに取り替え
鳥取砂丘こどもの国	遊具の塗装、カーペットの張り替え

※着手が年度末となることから年度内に完了することが難しいため、繰越を行う。

平成20年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

長寿社会課(内線:7176)

4 目 老人福祉費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 介護従事者研修派遣支援事業	0	384	384				384	

説明

1 事業の目的

介護従事者が研修に参加しやすい環境づくりを支援することにより、介護従事者の労働意欲向上・キャリアアップ及び離職防止を図る。

2 事業の内容

介護従事者を研修へ派遣した小規模法人の事業主に対し、代替職員の賃金費用等に対する助成を行う。

(1) 補助先

小規模法人(442法人)

※小規模法人とは、次の2つを満たす法人

①1法人がもつ介護サービス事業所数が3箇所以下

(指定を受けているサービス種類が異なっても所在地が同じ場合は、1箇所として計算)

②介護サービス種類が6種類以下

(法人が指定を受けたサービス数で計算)

(2) 補助率

1/2

(3) 補助単価

1時間当たり1,240円(1法人35時間(5日分)を限度とする。)

(4) その他

補助金の申請及び交付決定等の手続きは、東・中・西部総合事務所福祉保健局で行う。

平成20年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て支援給室 (内線: 7868)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
こどもの国管理運営費	81,668	11,537	93,205				11,537	

説明

1 事業の目的

県立鳥取砂丘こどもの国の利用者への安全性確保のため、設備整備を実施する。

2 事業の内容

老朽化によりクラックや塗装の剥がれ等がみられ危険な「水の遊び場」を修繕する。

なお、着手が年度末となることから年度内に完了することが難しいため、繰越を行う。

○水の遊び場概要

水深の浅い児童プールと、長さ25.8mの水の滑り台及び着水プールで構成。

○工事概要

区分	内容
工事内容	クラック修繕、水の滑り台再塗装
所要額	11,537千円
実施主体	県
工事予定	平成21年1月下旬 工事発注 平成21年3月上旬～5月上旬 工事期間 平成21年7月中旬 利用開始

【参考：施設の概要】

区分	内容
所在地	鳥取市浜坂1157-1
設置目的	自然とのふれあいや遊びを通じて子どもたちが憩い楽しめる場を提供し、もって児童の健全な育成に資する。
建築面積	7,127.20㎡
開館年月日	昭和48年5月
指定管理者	団体名：財団法人鳥取県観光事業団 (鳥取市栄町606番地) 代表者名：岡森 裕 指定期間：平成18年4月1日～平成21年3月31日 (3年間)

平成20年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て支援総室 (内線: 7150)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)保育専門学院・倉吉総合看護専門学校耐震診断事業	0	4,458	4,458	1,486			2,972	

説明

1 事業の目的

県立保育専門学院・倉吉総合看護専門学校の校舎及び寄宿舎は、昭和56年以前の旧耐震基準により建築(昭和52年建築)されたものであるため、早期に耐震診断を行い、耐震性能の検討を行う。

2 事業の内容

県立保育専門学院・倉吉総合看護専門学校の校舎及び寄宿舎の耐震診断を行う。
なお、着手が年度末となることから年度内に完了することが難しいため、繰越を行う。

【施設概要】

住 所: 倉吉市南昭和町15

区分	建築年度	構造	面積(m ²)
校舎	昭和52年度	RC 3階	2,643.66
寄宿舎	昭和52年度	RC 4階	1,821.90

【施設利用状況】

校舎	1階	管理部門、共有部(図書室等)
	2階	倉吉看護総合専門学校
	3階	保育専門学院
寄宿舎	1階	共有部、倉吉看護総合専門学校
	2階	倉吉看護総合専門学校
	3階	倉吉看護総合専門学校・保育専門学院
	4階	保育専門学院

平成20年度一般会計補正予算説明資料

4 款 衛生費

1 項 公衆衛生費

子育て支援総室 (内線: 7572)

5 目 母子衛生費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (繰入金)	一般財源	
(新)【国二次補正】 妊婦健康診査費助成 事業	0	353,256	353,256	353,200		56		

説 明

1 事業の目的

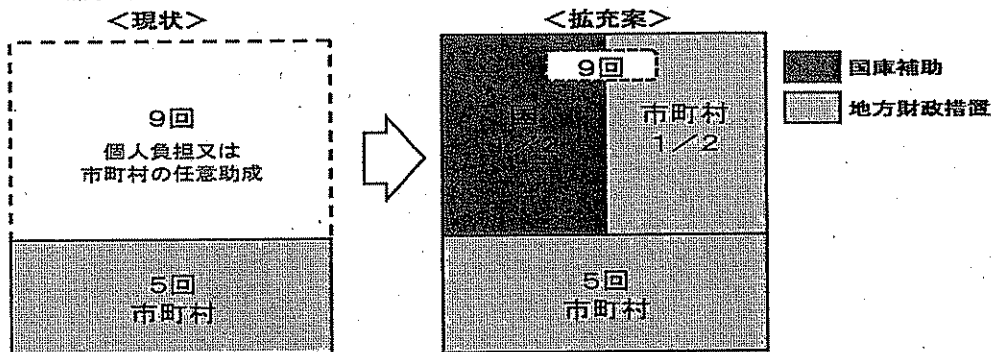
妊婦が、健診費用の心配をせずに、必要な回数(14回程度)の妊婦健康診査を受けられるよう、市町村の実施する妊婦健康診査公費負担の拡充を図る。

2 事業の内容

新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議(平成20年10月30日)において提言された「市町村の実施する妊婦健康診査公費負担の拡充」を図るため、国から妊婦健康診査臨時特例交付金が交付される。

この交付金を活用するため、基金を新設し、基金を財源とした県による市町村の実施する妊婦健康診査公費負担に対する補助事業を実施する。

○現在、市町村の実施する妊婦健康診査公費負担(県内では全市町村が最低5回実施)については、健診5回分が地方財政措置されているが、新たに、地方財政措置されていない健診9回分(拡充部分)についても、平成22年度までの間、県による基金を財源とした補助(1/2)と地方財政措置(1/2)により支援を行う。



(1) 妊婦健康診査支援基金

国からの交付金を鳥取県妊婦健康診査支援基金として積み立てる。

○国から鳥取県への交付(予定)額 353,200千円【財源: 国10/10】

《算定方法》健診9回分の単価等(@63,790円)×平成18年度妊娠届出者数(5,111人)×2年2月分×1/2

(2) 平成20年度鳥取県妊婦健康診査費助成事業補助金

○平成20年度補助(予定)額 56千円【財源: 基金繰入金10/10】

《補助対象》 現在既に6回以上妊婦健康診査費用を公費負担している市町村のうち補助を希望している3町(岩美町、智頭町、江府町)が平成21年2~3月に実施した妊婦健康診査公費負担(地方財政措置されている5回分を除く)

《内訳》 岩美町 @1,380円(公費負担単価)×19件(1か月当たり予定件数)×2月×1/2=26,220円
 智頭町 @2,960円(公費負担単価)×6件(1か月当たり予定件数)×2月×1/2=17,760円
 江府町 @2,960円(公費負担単価)×4件(1か月当たり予定件数)×2月×1/2=11,840円

平成20年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部			1項 社会福祉費		
					補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	336,881		336,881	309,287		309,287	147,369		147,369
2	給料	1,801,472		1,801,472	1,718,144		1,718,144	392,832		392,832
3	職員手当等	985,418		985,418	943,523		943,523	199,275		199,275
4	共済費	624,448		624,448	593,205		593,205	137,911		137,911
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	23		23	23		23			
8	報償費	84,004		84,004	72,059		72,059	42,237		42,237
9	旅費	78,461		78,461	69,256		69,256	38,008		38,008
	費用弁償	12,027		12,027	10,093		10,093	3,371		3,371
	普通旅費	41,259		41,259	36,909		36,909	17,625		17,625
	特別旅費	25,175		25,175	22,254		22,254	17,012		17,012
10	交際費									
11	需用費	263,525		263,525	249,823		249,823	57,363		57,363
12	役務費	106,211		106,211	97,598		97,598	25,794		25,794
13	委託料	2,049,413	4,458	2,053,871	2,007,766	4,458	2,012,224	494,813		494,813
14	使用料及び賃借料	86,376		86,376	81,701		81,701	48,047		48,047
15	工事請負費	322,006	26,537	348,543	322,006	26,537	348,543	46,030	15,000	61,030
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	14,809		14,809	14,789		14,789	539		539
19	負担金、補助及び交付金	26,748,216	384	26,748,600	26,358,597	384	26,358,981	22,709,529	384	22,709,913
20	扶助費	3,798,365		3,798,365	3,798,365		3,798,365	917,635		917,635
21	貸付金	153,333		153,333	150,577		150,577	150,577		150,577
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料	114,783		114,783	114,783		114,783	114,783		114,783
24	投資及び出資金									
25	積立金	534,318		534,318	534,318		534,318	532,480		532,480
26	寄附金	2,060		2,060	2,060		2,060	50		50
27	公課費	115		115	115		115			
28	繰出金	2,927		2,927	2,927		2,927			
	予備費									
	計	38,107,164	31,379	38,138,543	37,440,922	31,379	37,472,301	26,055,272	15,384	26,070,656
財源内訳	国庫支出金	4,193,548	1,486	4,195,034	3,933,528	1,486	3,935,014	1,074,142		1,074,142
	地方債	231,000		231,000	231,000		231,000	67,000		67,000
	その他	3,317,544		3,317,544	3,314,441		3,314,441	2,471,565		2,471,565
	一般財源	30,365,072	29,893	30,394,965	29,961,953	29,893	29,991,846	22,442,565	15,384	22,457,949

平成20年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		うち福祉保健部								
		1項 社会福祉費						2項 児童福祉費		
		1目 社会福祉総務費			4目 老人福祉費			補正前	補正額	補正後
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後					
1	報酬	98,002		98,002	11,507		11,507	141,146		141,146
2	給料	392,832		392,832				1,206,272		1,206,272
3	職員手当等	199,275		199,275				683,425		683,425
4	共済費	131,813		131,813	1,425		1,425	413,577		413,577
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金							23		23
8	報償費	2,872		2,872	6,486		6,486	29,580		29,580
9	旅費	6,049		6,049	7,224		7,224	26,923		26,923
	費用弁償	437		437	417		417	5,408		5,408
	普通旅費	4,377		4,377	2,741		2,741	16,381		16,381
	特別旅費	1,235		1,235	4,066		4,066	5,134		5,134
10	交際費									
11	需用費	21,421		21,421	11,430		11,430	185,535		185,535
12	役務費	4,944		4,944	5,608		5,608	68,953		68,953
13	委託料	85,987		85,987	145,045		145,045	1,485,031	4,458	1,489,489
14	使用料及び賃借料	12,133		12,133	2,058		2,058	32,460		32,460
15	工事請負費	35,500	15,000	50,500				275,976	11,537	287,513
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費				50		50	14,250		14,250
19	負担金、補助及び交付金	695,516		695,516	13,607,820	384	13,608,204	3,541,086		3,541,086
20	扶助費							1,468,171		1,468,171
21	貸付金	150,577		150,577						
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料				112,872		112,872			
24	投資及び出資金									
25	積立金				523,946		523,946			
26	寄附金							810		810
27	公課費							115		115
28	繰出金							2,927		2,927
	予備費									
	計	1,836,921	15,000	1,851,921	14,435,471	384	14,435,855	9,576,260	15,995	9,592,255
財源内訳	国庫支出金	82,508		82,508	181,466		181,466	1,764,135	1,486	1,765,621
	地方債	3,000		3,000	64,000		64,000	164,000		164,000
	その他	154,175		154,175	1,746,976		1,746,976	840,947		840,947
	一般財源	1,597,238	15,000	1,612,238	12,443,029	384	12,443,413	6,807,178	14,509	6,821,687

平成20年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費			4款 衛生費			4款 衛生費					
		うち福祉保健部			補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部					
		2項 児童福祉費						補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
		1目 児童福祉総務費											
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後					
1	報酬	66,369		66,369	94,553		94,553	45,036		45,036			
2	給料	1,206,272		1,206,272	1,477,766		1,477,766	745,984		745,984			
3	職員手当等	683,425		683,425	794,131		794,131	417,450		417,450			
4	共済費	404,853		404,853	504,271		504,271	252,605		252,605			
5	災害補償費												
6	恩給及び退職年金												
7	賃金	23		23	7,700		7,700	7,687		7,687			
8	報償費	9,015		9,015	43,723		43,723	37,494		37,494			
9	旅費	15,413		15,413	76,561		76,561	47,116		47,116			
	費用弁償	3,302		3,302	5,711		5,711	3,313		3,313			
	普通旅費	7,929		7,929	53,966		53,966	30,341		30,341			
	特別旅費	4,182		4,182	16,884		16,884	13,462		13,462			
10	交際費												
11	需用費	30,624		30,624	242,233		242,233	107,247		107,247			
12	役務費	14,702		14,702	64,415		64,415	32,807		32,807			
13	委託料	157,711	4,458	162,169	526,221		526,221	245,868		245,868			
14	使用料及び賃借料	10,723		10,723	68,610		68,610	30,179		30,179			
15	工事請負費	32,022	11,537	43,559	63,117		63,117	3,439		3,439			
16	原材料費												
17	公有財産購入費												
18	備品購入費	1,955		1,955	32,718		32,718	5,516		5,516			
19	負担金、補助及び交付金	1,282,222		1,282,222	3,204,147	56	3,204,203	2,915,591	56	2,915,647			
20	扶助費	943		943	1,054,724		1,054,724	1,054,724		1,054,724			
21	貸付金				1,159,595		1,159,595	417,180		417,180			
22	補償、補填及び賠償金												
23	償還金、利子及び割引料												
24	投資及び出資金												
25	積立金				7,568	353,200	360,768		353,200	353,200			
26	寄附金												
27	公課費				38		38	38		38			
28	繰出金	2,927		2,927									
	予備費												
	計	3,919,199	15,995	3,935,194	9,422,091	353,256	9,775,347	6,365,961	353,256	6,719,217			
財源内訳	国庫支出金	421,183	1,486	422,669	1,014,886	353,200	1,368,086	876,517	353,200	1,229,717			
	地方債				12,000		12,000	12,000		12,000			
	その他	415,788		415,788	981,951	56	982,007	86,648	56	86,704			
	一般財源	3,082,228	14,509	3,096,737	7,413,254		7,413,254	5,390,796		5,390,796			

平成20年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費						福祉保健部 合計		
		うち福祉保健部								
		1項 公衆衛生費						補正前	補正額	補正後
		補正前	補正額	補正後	5目 母子衛生費					
補正前	補正額				補正後	補正前	補正額	補正後		
1	報酬	22,402		22,402				354,323		354,323
2	給料	126,976		126,976				2,464,128		2,464,128
3	職員手当等	71,834		71,834				1,360,973		1,360,973
4	共済費	45,019		45,019				845,810		845,810
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	5,488		5,488				7,710		7,710
8	報償費	18,608		18,608	897		897	109,553		109,553
9	旅費	21,553		21,553	997		997	116,452		116,452
	費用弁償	1,003		1,003				13,406		13,406
	普通旅費	11,812		11,812	795		795	67,330		67,330
	特別旅費	8,738		8,738	202		202	35,716		35,716
10	交際費									
11	需用費	64,193		64,193	974		974	357,070		357,070
12	役務費	14,433		14,433	1,465		1,465	130,455		130,455
13	委託料	134,775		134,775	16,529		16,529	2,253,634	4,458	2,258,092
14	使用料及び賃借料	8,780		8,780	329		329	111,880		111,880
15	工事請負費	767		767				325,445	26,537	351,982
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	138		138				20,305		20,305
19	負担金、補助及び交付金	288,458	56	288,514	700	56	756	30,221,003	440	30,221,443
20	扶助費	1,053,965		1,053,965	113,472		113,472	4,853,089		4,853,089
21	貸付金							567,757		567,757
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料							294,783		294,783
24	投資及び出資金									
25	積立金		353,200	353,200		353,200	353,200	534,318	353,200	887,518
26	寄附金							2,060		2,060
27	公課費							153		153
28	繰出金							2,927		2,927
	予備費									
	計	1,877,389	353,256	2,230,645	135,363	353,256	488,619	44,933,828	384,635	45,318,463
財源内訳	国庫支出金	810,094	353,200	1,163,294	45,158	353,200	398,358	4,985,271	354,666	5,339,957
	地方債	12,000		12,000				243,000		243,000
	その他	9,030	56	9,086	7,687	56	7,743	3,401,089	56	3,401,145
	一般財源	1,046,265		1,046,265	82,518		82,518	36,304,468	29,893	36,334,361

節 の 明 細

項	目	金額 (千円) 等
3 款 民生費		
1 項 社会福祉費		
4 目 老人福祉費		
	負担金、補助及び交付金 (新) 介護従事者研修派遣支援事業	384
4 款 衛生費		
1 項 公衆衛生費		
5 目 母子衛生費		
	負担金、補助及び交付金 (新) 妊婦健康診査費助成事業	56
	積立金 (新) 妊婦健康診査費助成事業	353,200

繰越明許費に関する調書

福祉保健部(単位:千円)

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳			備考
						国庫支出金	その他	起価	
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	県立社会福祉保健施設環境改善事業費	55,535	15,000			15,000	緊急経済雇用対策として年度末に追加して工事発注するものであり、年度内完成が困難なため。
			こどもの国管理運営費	93,205	7,947			7,947	緊急経済雇用対策として年度末に追加して工事発注するものであり、年度内完成が困難なため。
	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	保健専門学院・倉吉総合看護専門学校耐震診断事業費	4,458	4,458	1,486		2,972	緊急経済雇用対策として年度末に追加して委託発注するものであり、耐震診断の着手が年度末になることから年度内完成が困難なため。
福祉保健部 一般会計 合計				153,198	27,305	1,486	0	25,819	

条 例 名 等	【国二次補正】鳥取県基金条例の一部改正について								
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 国の緊急的な生活対策及び雇用対策等に伴い、新たに基金を設置する。</p> <p>2 概 要 次のとおり基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">設 置 目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県ふるさと雇用再生特別基金</td> <td>本県の雇用失業情勢の実情にかんがみ、県及び市町村が創意を凝らして、県内における雇用再生のために、県内の求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業を実施し、継続的な雇用機会の創出を図ること。</td> </tr> <tr> <td>鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金</td> <td>離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業を実施し、これらの者の生活の安定を図ること。</td> </tr> <tr> <td>鳥取県妊婦健康診査支援基金</td> <td>市町村が実施する妊婦健康診査事業の円滑な推進を図ること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日等</p> <p>ア 鳥取県ふるさと雇用再生特別基金 公布日</p> <p>イ 鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金及び鳥取県妊婦健康診査支援基金 規則で定める日</p>	名 称	設 置 目 的	鳥取県ふるさと雇用再生特別基金	本県の雇用失業情勢の実情にかんがみ、県及び市町村が創意を凝らして、県内における雇用再生のために、県内の求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業を実施し、継続的な雇用機会の創出を図ること。	鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金	離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業を実施し、これらの者の生活の安定を図ること。	鳥取県妊婦健康診査支援基金	市町村が実施する妊婦健康診査事業の円滑な推進を図ること。
名 称	設 置 目 的								
鳥取県ふるさと雇用再生特別基金	本県の雇用失業情勢の実情にかんがみ、県及び市町村が創意を凝らして、県内における雇用再生のために、県内の求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業を実施し、継続的な雇用機会の創出を図ること。								
鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金	離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業を実施し、これらの者の生活の安定を図ること。								
鳥取県妊婦健康診査支援基金	市町村が実施する妊婦健康診査事業の円滑な推進を図ること。								

鳥取県基金条例の一部を改正する条例案

第1条 鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前				
(設置) 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条 第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の1の項から <u>19の項</u> までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。 2～4 略					(設置) 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条 第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の1の項から <u>18の項</u> までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。 2～4 略				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
18 鳥取県こども未来基金	未来を担う子どもの健全な成長に資する施策のため県に寄附された寄附金を、当該施策の実施に要する経費に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な次の経費の財源に充てるとき。 (1) 略 (2) ジュニアスポーツ（子どもが行うスポーツをいう。）の振興に係る経費	18 鳥取県こども未来基金	未来を担う子どもの健全な成長に資する施策のため県に寄附された寄附金を、当該施策の実施に要する経費に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な次の経費の財源に充てるとき。 (1) 略 (2) ジュニアスポーツ（子どもが行うスポーツをいう。）の振興に係る経費
19 鳥取県ふる	本県の雇用失業情勢の実	一般会計歳入歳出予算に定	一般会計歳入歳出予	当該基金の設置目的を達成するために					

さと 雇用 再生 特別 基金	情にかん がみ、県 及び市町 村が創意 を凝らし て、県内 における 雇用再生 のため に、県内 の求職者 等を雇い 入れて行 う雇用機 会を創出 する事業 を実施し、継続 的な雇用 機会の創 出を図る こと。	める額	算に計 上して 当該基 金に積 立て	必要な経費の 財源に充てる とき。							
----------------------------	---	-----	--------------------------------	-------------------------	--	--	--	--	--	--	--

第2条 鳥取県基金条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前												
<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条 第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的 のために財産を維持し、資金を積み立てるための基 金として別表第1の1の項から<u>21</u>の項までの第2欄 に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基 金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定 額の資金を運用するための基金として別表第2の1 の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資する ため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置す る。</p> <p>2～4 略</p> <p>別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条 第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的 のために財産を維持し、資金を積み立てるための基 金として別表第1の1の項から<u>19</u>の項までの第2欄 に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基 金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定 額の資金を運用するための基金として別表第2の1 の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資する ため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置す る。</p> <p>2～4 略</p> <p>別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)</p>												
<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">運用益</td> <td></td> </tr> </table>					運用益		<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">運用益</td> <td></td> </tr> </table>					運用益	
				運用益									
				運用益									

名称	設置目的	積立て	金の整理又は処理	処分事由
略				
19 鳥取県ふるさと雇用再生特別基金	本県の雇用失業情勢の実情にかんがみ、県及び市町村が創意を凝らして、県内における雇用再生のために、県内の求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業を実施し、継続的な雇用機会の創出を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
20 鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金	離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業を	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

名称	設置目的	積立て	金の整理又は処理	処分事由
略				
19 鳥取県ふるさと雇用再生特別基金	本県の雇用失業情勢の実情にかんがみ、県及び市町村が創意を凝らして、県内における雇用再生のために、県内の求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業を実施し、継続的な雇用機会の創出を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

	実施し、これらの者の生活の安定を図ること。								
21 鳥取県	市町村が実施する妊婦健康診査事業の円滑な推進を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。

<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成21年1月16日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成21年1月16日専決処分したので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概 要 (1) 和解の相手方 甲 鳥取市 個人 乙 東京都港区芝三丁目22番地8号 オリックス自動車株式会社 代表取締役 三 谷 英 司</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を2割とし、県は、損害賠償金60,882円を甲に、249,843円を乙に、それぞれ支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故の発生日 平成20年9月19日 イ 事故発生場所 鳥取市服部地内 ウ 事故の状況 鳥取県東部総合事務所所属の職員が、公務のため、賃貸借契約により和解の相手方乙から借り受けている軽乗用自動車を運転中、交差点を直進する際、前方反対車線から右折してきた和解の相手方甲所有の小型乗用自動車と衝突し、双方の車輛が破損したものである。</p>

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について (7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成21年1月21日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成21年1月21日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 鳥取市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を8割とし、県は、損害賠償金98,397円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故の発生日 平成20年11月28日</p> <p>イ 事故発生場所 米子市泉地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県喜多原学園所属の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、右折しようとした際、左方道路から進行してきた和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。</p>

<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (10) 鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について (平成21年1月23日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、平成21年1月23日専決処分したので同条第2項の規定により本会議に報告するものである。</p> <p>2 概 要 厚生労働大臣が定める疾病にかかる認定を受けている者に係る一部負担金の額の上限を定めた規定中、引用する健康保険法施行令の条項を改めるものである。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、公布日とする。</p>

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例案

鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(助成)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 社会保険各法の規定により健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）<u>第41条第8項</u>に規定する厚生労働大臣が定める疾病に係る認定を受けている者が、同一の月に同一の保険医療機関において受けた当該疾病に係る第4項第2号の給付に係る一部負担金の額は、前2項及び次項の規定にかかわらず、1月につき1万円（同令<u>第42条第8項第2号</u>に該当する者にあつては、2万円）を上限とする。</p> <p>7～9 略</p>	<p>(助成)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 社会保険各法の規定により健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）<u>第41条第6項</u>に規定する厚生労働大臣が定める疾病に係る認定を受けている者が、同一の月に同一の保険医療機関において受けた当該疾病に係る第4項第2号の給付に係る一部負担金の額は、前2項及び次項の規定にかかわらず、1月につき1万円（同令<u>第42条第6項第2号</u>に該当する者にあつては、2万円）を上限とする。</p> <p>7～9 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。